2　第十四・二十五条1の規定にかかわらず、一方の締約国は、ぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料を特定する附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から最大五年の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止する（ただし、貿易関連知的所有権協定第二十四条4の規定が適用される場合を除く。）。一方の締約国において生産され、かつ、当該先使用に関係する商品には、真正の地理的原産地についての明瞭で視認することができる表示を付する。

3　各締約国は、消費者による誤認防止を確保する必要性を考慮して、1及び2に規定する先使用が自国の領域において地理的表示と区別されるような実際的条件を定めることができる。

4　1に規定する経過期間については、1に規定する他方の締約国の領域において生産される関係する商品についての地理的表示の使用が当該他方の締約国の領域において適用される附属書十四―Aに掲げる関係法令を遵守していない場合には、適用しない。

5　この款のいかなる規定も、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利に影響を及ぼすものではない。

第十四・三十条　地理的表示の表の改正

1　両締約国は、第十四・二十四条に規定する地理的表示に関する異議申立ての手続及び審査を完了した後に、第十四・五十三条3及び4の規定に従い附属書十四―Bの地理的表示の表を両締約国が満足するように改正する可能性について合意する。

2　第十四・二十五条4の規定は、附属書十四―Bに掲げる地理的表示として保護される名称の追加について適用する。

3　この款のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国の地理的表示であって、他方の締約国の法令に従って保護されておらず、又は保護が終了したものを保護することを義務付けるものではない。各締約国は、原産地である締約国の領域において地理的表示の保護が終了した場合には、他方の締約国に通報する。

4　両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書十四―Bに掲げる地理的表示の保護の継続に影響を及ぼす問題に関し、相互に受け入れることができる解決を得るため、同附属書の改正のための協議を行う。

第四款　意匠（注）

注　この款の規定の適用上、欧州連合については、「意匠」とは、登録されたデザインをいう。

第十四・三十一条　意匠

1　各締約国は、独自に創作された新規性及び独創性のある意匠（製品（注）の部分についての意匠を含み、当該部分が当該製品から分離することができるかどうかを問わない。）の保護について定める。当該保護は、登録により与えられるものとし、また、この条の規定に従い権利者に対して排他的権利を与える。

注　この1及び2の規定の適用上、日本国については、「製品」を「物品」と解釈する。

2　複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠については、次の(a)及び(b)に定める要件（注）を満たす場合には、新規性及び独創性があるものと認める。

注　締約国は、(a)及び(b)に定める要件に代えて、自国の法令に基づく要件に基づいて複合製品の構成部品を成す製品に適用され、又は組み込まれる意匠を新規性及び独創性があるものと認めることができる。

(a)　複合製品に組み込まれた構成部品を当該複合製品の通常の使用（注）中に引き続き視認することができること。

注　この2の規定の適用上、「通常の使用」とは、最終使用者による使用をいい、保守、点検及び修理の作業を除く。

(b)　構成部品の視認することができる特徴がそれ自体で新規性及び創作性の要件を満たすこと。

3　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十六条2の規定に適合する方法により、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。

4　この条の規定は、この章の規定又は他の知的財産（商品の登録されていない外観、商標その他の識別性のある標識及び特許を含む。）に関する各締約国の法令の適用を妨げるものではない。

5　各締約国は、保護されている意匠の権利者の承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠と同一又は類似の意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを当該権利者が防止する権利を少なくとも有することを確保する。

6　各締約国は、意匠を登録する出願人が、権限のある当局に対し当該出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7　各締約国は、意匠についての保護の合計期間を少なくとも二十年とすることを確保する。

第五款　商品の登録されていない外観

第十四・三十二条　商品の登録されていない外観

1　両締約国は、意匠、著作権又は不正競争の防止に関する法令によって商品の外観を保護することができることを認識する。

2　各締約国は、商品の登録されていない外観を複製することによって当該外観が使用される場合には、自国の法令で定める範囲内で、その使用を防止するための法的手段を確保する。当該使用には、少なくとも、当該商品についての販売の申出、市場への提供、輸入及び輸出を含む。（注）

注　この条の規定の適用上、締約国は、「複製」、「外観」、「申出」及び「市場への提供」を、それぞれ「模倣」、「形態」、「展示」及び「販売」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3　商品の登録されていない外観についての保護期間は、両締約国のそれぞれの法令に従って少なくとも三年とする。

第六款　特許

第十四・三十三条　特許

1　各締約国は、特許が特許権者に対し次の排他的権利を与えることを確保する。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出（注）若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

注　この1の規定の適用上、「販売の申出」には、輸出を含めることができる。

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法により直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

2　各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、当該例外が特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

3　両締約国は、それぞれの領域における単一の特許保護制度（統一された司法制度を含む。）を定めることの重要性を認識する。

4　両締約国は、実体的な特許法の国際的な調和、特に、猶予期間、先使用権及び係属中の特許出願の公開についての調和を促進するために引き続き協力する。

5　両締約国は、それぞれの実体的な特許審査に影響を及ぼすことなく、出願人が効率的かつ迅速な態様で特許を取得することができるようにするため、調査及び審査の結果の相互利用（例えば、特許協力条約に基づく利用その他の利用（注））を促進する協力について十分に考慮する。

注　この利用には、特許審査ハイウェイに基づくものを含めることができる。